

けんりようご 権利擁護の そうだんコーナー

今月のそうだん

歩行中、認知症の方が運転する自転車により、怪我を負いました。加害者の家族に賠償を求めることはできますか？

Q

私は、先日、歩行中に、後方から自転車にぶつけられて怪我をしてしまいました。私は、運転者本人に損害の賠償を求めましたが、本人は認知症がかなり進んでおり、深夜徘徊等もあり、事故の状況も全く分かっていないそうです。私は、その家族の方に対しても、損害の賠償をするように求めましたが、「直接関係がない」と言って応じてくれません。

私は、事故で大怪我を負わされたのに、誰に対しても賠償請求をすることができないのでしょうか。

A

自動車や自転車の運転者の過失により事故が生じ、それにより損害を受けた場合、その加害者に対して損害賠償を求めることができます（民法709条）。もっとも、その加害者が「精神上的障害により自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態」であった場合（いわゆる「責任無能力」）には賠償の責任を負わないとされており（民法713条）、加害者に対して賠償を求めることはできません。本件では、加害者本人は認知症が相当進み、状況を理解する能力もないようですので、「責任無能力」であるとして、加害者本人への賠償請求は困難であると思われます。

しかし、被害者が誰に対しても一切賠償請求できないというのは不当です。そこで、民法714条は、責任無能力者が責任を負わない場合、その責任無能力者を監督する法定の義務を負う者（監督義務者）は、自らが監督義務を怠らなかったこと等を証明しない限り、被害者に賠償しなければならないとされています。

本件では、認知症が相当に進んでいるという加害者には、同居の家族がいるようです。その家族は、事実上の監督のみならず、法的にも監督する義務を負っているとも考えられます。したがって、加害者の家族が監督義務を怠らなかったこと等を立証しない限りは、相談者の方は、加害者の家族に対して、民法714条に基づいて賠償請求をすることは可能であろうと考えられます。

【山田・立花法律事務所（姫路市） 弁護士 立花 隆介】

暮らしの相談・お困りごととは社協へ！

総合相談所のお知らせ

◎心配ごと相談 （法律専門相談）

宍粟防災センター
12月17日、24日（金）

1月7日、14日、21日（金）

午後1時30分～4時

※予約制となっています。

（山崎支部 62155330）

◎無料弁護士相談

立花隆介弁護士（山田・立花法律事務所）による無料法律相談です。

●メイプル福祉センター
1月11日（火）

午後1時～4時

●宍粟防災センター
1月12日（水）

午後1時～4時

◎結婚相談

宍粟防災センター
1月6日、20日（木）

午後1時30分～4時

◎介護・福祉相談

毎週月～金曜日
午前8時30分～
午後5時30分

常時、社協各支部の窓口で、介護に関する相談や苦情、福祉サービス等の相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

○申し込み：社協本部
（電話7218787）

※秘密は厳守します。相談はいつでも無料です。市内にお住まいの方が対象です。

○先着順で受け付けますが、初めて利用される方を優先します。

○事前に電話予約が必要ですが。

○1件30分
定員6名（各センター）